

## 労働安全衛生法に基づく免許を申請される皆様へ

労働安全衛生法に基づく免許の申請に関して、以下の通り変更点がありますので、ご留意ください。

### 原本確認の変更について

労働安全衛生法に基づく免許証申請に係る原本確認については、令和5年8月29日から、以下のとおりといたします。

項目	改正前	改正後
労働安全衛生法関係の免許証の写しの添付	引き続き、安全衛生法関係免許証の原本確認が <b>必要</b>	
本人確認証明等の写しの添付	引き続き、原本確認は <b>不要</b>	
安全衛生法関係免許を受ける資格を有することを証明する書類の写しの添付	書類の原本確認は <b>必要</b>	書類の原本確認は <b>不要</b>

また、住所変更の際に、**現行の免許証に記載の住所が記載されている書類の提出が不要**になります。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署